令和4年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

3. 環境を活かした地域づくり

- (3) 環境影響への配慮
 - ③ 公害防止と苦情相談(公害防止協定・環境保全協定の締結、公害調停など)

(1) 事業目的

公害防止協定とは地方公共団体又は住民と企業の間に、公害防止を目的に締結される協定です。県内においても、地域住民の生活環境保全意識の高まりを背景として地方公共団体や漁業協同組合、自治会、住民団体と企業の間で多くの公害防止協定が締結されています。誘致企業についても、環境保全の立場から県や地元市町村と協定を締結しています。

これらの内容は、工場の立地条件、操業内容等によりそれぞれ特色のあるものとなっており、法令による一律の規制に上乗せした規制基準を定めるなど、きめ細かい対策がとられています。

また、公害防止に資するために、一定規模以上の工場に対しては公害防止の知識及び技術能力を有する者(公害防止管理者等)の選任が義務付けられており、民間における公害防止体制の整備が図られています。

(2) 取組状況

① 公害紛争·苦情処理体制

公害紛争処理のため、公害紛争処理法に基づいて公害等調整委員会が設置され、ここで全国的 な紛争に係るあっせん、調停、仲裁及び裁定が行われています。

本県では、同法第18条の規定による公害審査委員候補者名簿の方式を採用し、公害等調整委員 会の管轄に属さない紛争についての処理にあたっています。

制度創設から令和3年度末までに終結した事件は、15件です。

また、同法49条の規定により市町村等関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めています。

② 公害苦情の状況

ア 公害苦情件数

令和3年度に新規で受け付けた苦情は317件で、前年度と比較して42件減少しました。また、前年度から繰り越された苦情は6件でした。

イ 種類

典型7公害の苦情の合計は216件で、このうち大気汚染が111件と最も多く、次に水質汚濁の45件、悪臭の29件、騒音の24件、振動の5件、土壌汚染の2件と続いています。

典型7公害以外の苦情の合計は101件で、このうち廃棄物投棄が84件でした。

ウ 処理

「直接処理」が266件、「他の機関への移送」が11件でした。また、翌年度に繰り越した苦情は16件でした。

③ 公害防止管理者等

令和4年度における公害防止管理者等の選任状況は、資料編:表1のとおりです。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379